

富山市新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱

平成25年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、新商品の生産又は新役務の提供によって新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定し、当該事業者が生産する新商品又は提供する新役務を市が随意契約により調達可能なものとすることによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新商品の生産等 技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する商品の生産又は役務の提供をいう。
- (2) 事業者 新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者(新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。)をいう。
- (3) 富山県トライアル発注事業者 富山県が実施する新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業(以下「県認定事業」という。)に係る認定を受けている者をいう。
- (4) 実施計画 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の3第2項に規定する実施計画をいう。
- (5) 新商品等 当該事業者が生産する新商品又は提供する新役務をいう。

(対象者等)

第3条 本事業の認定の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている事業者とする。

- (1) 現に市内に本社又は本店を有するものであること。
- (2) 富山県トライアル発注事業者であること。

2 本事業の対象となる新商品等は、市の機関において用途が見込まれるものとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする事業者は、新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、(1)については、県認定事業に係る実施計画の写しをもってこれに代えることができる。

- (1) 実施計画
- (2) 定款(法人に限る。)
- (3) 最近2営業期間の決算書及び営業報告書(これらが無い場合は、経営状況及び事業概要の分かる資料)
- (4) 富山県トライアル発注事業者認定書
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 新商品等に関する資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業者の認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請をした者に対し、新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定書(様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の規定による認定期間（以下単に「認定期間」という。）は、当該事業者について富山県が認定した期間に準ずる期間とする。

（実施計画の認定基準）

第6条 市長は、前条第1項の規定による認定をしようとするときは、当該事業者の提出した実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

（1） 認定申請に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。

（2） 認定申請に係る新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。

（3） その他法令に違反しないこと。

（4） 公序良俗に反しないこと。

（新商品等の評価）

第7条 市長は、各年度末において、市の機関において調達した新商品等の品質及び性能について、当該新商品等を調達した所属長の意見を聴いて評価を行い、その評価を認定事業者に対して通知するものとする。

（実施計画の変更）

第8条 第5条第1項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画を変更しようとするときは、新商品の生産等による新事業分野開拓事業者変更認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、実施計画の変更を認定し、新商品の生産等による新事業分野開拓事業者変更認定書（様式第4号）を交付するものとする。

3 前項の規定による認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該認定に係る実施計画の変更について県認定事業における認定を受けなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が第6条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は県の認定を取り消されたときは、その認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

（市における調達）

第10条 市は、物品の調達、借入れ等を行う場合及び役務の提供を受ける場合は、認定事業者が生産又は提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

（報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し実施計画について報告を求めることができる。

2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、その旨を市長に対し届け出なければならない。

(庶務)

第12条 事業者の認定に関する事務は、商工労働部商工労政課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定申請書

年 月 日

(宛 先) 富山市長

住 所
名 称
代表者の氏名

富山市新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

富山市長

印

認 定 書

年 月 日付けで申請のあった新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定申請に係る実施計画について、下記のとおり認定する。

記

1 申 請 者

2 新商品等名

3 認 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号

新商品の生産等による新事業分野開拓事業者変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた実施計画について下記のとおり変更したいので、実施要綱に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

- ・ 新商品の生産等の目標の変更
- ・ 新商品等の内容の変更
- ・ 新商品の生産等の実施時期の変更
- ・ 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法の変更

2 変更事項の内容

(記載要領)

変更の内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第4号

第 号
年 月 日

様

富山市長

印

認 定 書

年 月 日付けで申請のあった新商品の生産等による新事業分野開拓事業者変更認定申請に係る実施計画の変更について、下記のとおり認定する。

記

- 1 申 請 者
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容